

岡崎市入札監視委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市附属機関設置条例（令和元年岡崎市条例第21号）第6条の規定に基づき、岡崎市入札監視委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の委員)

第2条 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、委嘱する。

2 次に掲げる者は、委員会の委員になることはできない。

(1) 岡崎市競争入札参加資格者名簿に登録されている建設会社等の役員（業務を執行しない役員を除く。）及び雇用関係にある者

(2) 岡崎市職員であった者

3 委員が、当該委員の任期中に前項第1号の規定に該当する者となる場合には、速やかに委員の解任を行うものとする。

4 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の事務)

第4条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 岡崎市が発注した建設工事、設計業務等及び業務委託に関し、入札及び契約手続きの運用状況等についての報告を受けること。

(2) 岡崎市が発注した建設工事、設計業務等及び業務委託のうち委員会が抽出したのに関し、一般競争入札参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等について審議すること。

(3) 一般競争入札及び指名競争入札並びに随意契約における入札及び契約手続き並びに入札参加停止措置及び入札参加制限措置に係る再苦情処理を行うこと。

(委員会の会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことはできない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議の開催)

第6条 第4条第1号及び第2号の事務に係る会議（以下「定例会議」という。）は、原則として岡崎市附属機関設置条例（令和元年条例第21号）第5条に規定する任期の間に、5回開催する。

2 第4条第3号の事務に係る会議（以下「再苦情処理会議」という。）は、必要に応じ開催する。

3 前2項に規定する会議は、非公開とし、議事の概要は、これを公表する。

(定例会議への報告等)

第7条 第4条第1号の規定による定例会議への報告は、当該定例会議開催の月が属する四半期の直前の四半期において、岡崎市が一般競争入札、指名競争入札又は随意契約により発注した建設工事並びに一般競争入札、指名競争入札により発注した設計業務等及び業務委託に係る次に掲げる資料のうち、報告に必要なものを提出して行うものとする。ただし、設計金額が200万円以下の建設工事並びに設計金額が1,000万円以下の設計業務等及び業務委託については、報告の対象から除外することができるものとする。

(1) 入札方式別発注案件一覧表（様式第1号）

(2) 最低制限価格適用案件一覧表（一般）（様式第2号）

(3) 最低制限価格適用案件一覧表（指名）（様式第3号）

(4) 低入札調査基準価格適用案件一覧表（様式第4号）

(5) 入札参加停止の運用状況一覧表（様式第5号）

(6) 低入札価格調査制度調査対象建設工事の発生状況（様式第6号）

(7) 談合情報対応状況一覧表（様式第7号）

(8) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要とする資料

(審議対象案件の抽出)

第8条 第4条第2号の規定による定例会議の審議の対象となる建設工事、設計業務等及び業務委託（以下「審議対象案件」という。）の抽出は、前条第2号に規定する入札方式別発注案件一覧表のうちから、次に掲げる方法により委員が抽出するものとする。

(1) 審議対象案件の抽出を行う委員（以下「当番委員」という。）は、委員長を除く委員の輪番制とする。

(2) 当番委員は、定例会議開催前に審議対象案件の抽出を行うものとする。

(3) 当番委員は、定例会議において、審議対象案件の抽出結果を報告するものとする。

(審議対象案件の説明及び審議)

第9条 審議対象案件に関する説明は、審議対象案件説明書（様式第8号、第9号及び第10号）により行うものとする。

- 2 委員会は、必要がある場合は、発注課等の長に説明を求めることができる。
- 3 委員による審議は、審議対象案件に係る第4条第2号の規定に関する事項について、適切に行われているか否かについて行うものとする。

(意見の具申及び勧告)

第10条 委員会は、第4条第1号又は同第2号の事務に関し、報告の内容又は審議対象案件に係る入札及び契約の理由、指名の経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めた場合は、必要な範囲で、市長に対して意見の具申及び勧告を行うことができる。

- 2 委員会は、前項に規定する意見の具申及び勧告を行った場合は、これを公表する。

(再苦情処理)

第11条 委員会は、第4条第3号の事務に関し、再苦情の申し立てがあったときは、却下すべき場合を除き、再苦情処理会議を開催し、審議を行う。

- 2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を市長に報告するとともに、これを公表する。
- 3 前項の報告は、再苦情の申し立てがあった日から概ね50日以内に行わなければならない。

(委員の排斥)

第12条 委員は、第4条第2号又は同第3号の事務に関し、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(秘密を守る義務)

第13条 委員は、第4条の事務を処理するうえで知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第14条 委員会の庶務は、総務部契約課において処理する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

- 2 委員会は、前項に規定する事項を定めた場合は、これを公表する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
(岡崎市入札監視委員会設置要綱及び岡崎市入札監視委員会運営要綱の廃止)
- 2 岡崎市入札監視委員会設置要綱(平成19年4月1日制定)及び岡崎市入札監視委員会運営要綱(平成19年4月10日制定)は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
- 2 この要綱は、令和５年４月１日から施行する。
- 3 この要綱は、令和７年２月１日から施行する。
- 4 この要綱は、令和７年４月１日から施行する。